

様 に対する総合事業訪問介護サービスの提供開始にあたり、新見市介護予防・日常生活支援総合事業の人員に関する基準を定める要綱(新見市告示第37号第9条)に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、以下のとおりです。

## 1, 事業者概要

事業者名称 ヘルパーステーションすずらん  
所在地 〒718-0303 岡山県新見市哲多町本郷574番地1 ☎0867-96-2007  
運営法人 医療法人 国際貢献大学校医療機構 理事長 河相 淳一郎  
事業所番号 3371000245〔介護保険法に基づき岡山県知事より平成18年4月1日指定〕

## 2, 運営方針

当事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる支援を行います。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3, 職員体制

- 一、管理者1名(管理者は事業所の従業員の管理や業務の管理を一元的に行います)
- 二、サービス提供責任者  
(サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護計画の作成、訪問介護員等に対する技術指導などを行います)
- 三、訪問介護員 2名以上(訪問介護員は、訪問介護サービスの提供を行います)

## 4, 営業時間

事業所の営業日・営業時間は以下の通りです。但し、ご希望をいただいて、当事業所にて対応が可能な場合に限り、営業日・営業時間外でもサービスの提供を行う場合があります。

- 一、営業日 月曜日から金曜日まで  
但し、5月3～5日、8月13～15日、12月30日～翌年1月3日までを除きます
- 二、営業時間 午前8時00分から午後5時00分

## 5, 利用料 介護保険法に基づき利用料の算出を行います(詳しくは裏面4項をご参照下さい)

## 6, 通常の実施地域 通常の実施地域は新見市正田、石蟹、長屋、唐松、新見、金谷、高尾、西方、旧哲西町、旧哲多町です。

## 7, 苦情申立窓口

お気付きの点がございましたら、お気軽に各相談窓口にご相談ください。  
(解決責任者) 隠地 真由美 (受付担当者) 高田 歩美  
(受付時間) 月～金曜日 8時00分～17時00分  
(設置場所) 在宅支援部1階事務室 新見市哲多町本郷574番地の1 TEL0867-96-2007

〔行政等相談窓口〕

新見市地域包括支援センター(新見市役所内) TEL0867-72-6209 FAX72-1407  
新見市高齢者支援課 0867-72-3148 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

## 8, 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、ご利用者さまのご家族、地域包括支援センター等の担当者に連絡を行い

過失等を勘案のうえ必要に応じて損害賠償を行うなど 必要な対応を速やかに行います。

## 9, 緊急時の対応方法

緊急時には、まずかかりつけ医に連絡し、医師の指示に従います。また、ご家族など緊急連絡先への連絡も行います。

(かかりつけ医)	(緊急連絡先)
医療機関	氏名 (続柄/ )
担当医	住所
所在地	連絡先①
電話番号	連絡先②

## 10, その他

- ・当センターは適切な衛生管理に努め、感染症の予防やまん延防止を目的とした指針を定め、職員研修や訓練、委員会を定期的に行います。併せて、虐待防止を目的とした指針を定め、職員研修(定期・採用時)や委員会を開催します。原則禁止とする身体拘束についても指針を定め、職員研修を定期的に行います。なお、虐待を発見した場合には、速やかに関係機関に報告します。各種指針は国際貢献大学校医療機構のホームページにて公開していますが、センターにて閲覧を希望される方はスタッフにお申し出ください。
- ・当センターは業務継続計画(災害・感染症)を策定し、必要な研修や訓練を定期的に行います。
- ・当センターでは第三者評価は行っていません。お気づきの点などございましたら、お気軽に職員、担当ケアマネジャーにご相談いただくと共に、定期的に行うアンケートにご協力をお願い致します。

令和 年 月 日

### (利用者 甲)

私は、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

住所

氏名

電話番号

(署名代行者)

(署名を代行した理由)

### (事業者 乙)

当事業者は総合事業訪問介護サービスの提供開始に当たり、甲に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

サービス事業者 医療法人 国際貢献大学校医療機構 ヘルパーステーションすずらん

事務所所在地 新見市哲多町本郷574番地1 (説明担当者/ )

当事業者が \_\_\_\_\_ 様に提供する総合事業訪問介護サービスは以下の通りです。

## 1. 提供させていただくサービス

### 総合事業訪問介護サービス

以下の項目の内、✓印がついたサービスを提供します。訪問日・訪問時間・サービス内容の詳細は、後日ご相談のうえ作成させていただく「訪問介護計画書」をご確認ください。

#### 〈身体介護〉

- ①起床介助  
②就寝介助  
③排泄介助  
④整容介助  
⑤食事介助  
⑥衣服の脱着  
⑦清拭

- ⑧入浴介助  
⑨体位変換  
⑩服薬管理  
⑪通院介助  
⑫その他( )

#### 〈生活援助〉

- ⑬調理  
⑭洗濯  
⑮掃除  
⑯買物  
⑰薬の受取  
⑱衣服の入替  
⑲その他( )

- このサービスの提供にあたっては、あなたの要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員に遠慮なくご質問ください。
- サービスの提供に用いる設備・器具等については、安全・衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備・器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

## 2. 担当の職員

あなたの担当の訪問介護員は \_\_\_\_\_ です。  
職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をお求め下さい。  
なお、サービスの提供は2～3名の職員が担当させていただきますので、予めご了承ください。

## 3. 担当職員の変更

- あなたはいつでも担当の訪問介護職員の変更を申し出ることができます。その場合、訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- 当事業者は、担当の訪問介護職員が退職するなど、正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

## 4. 利用料

- 訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をお支払い頂きます。  
利用料のより詳しい内容は、後日ご担当の介護支援専門員がお渡しする「サービス利用票別表」をご参照ください。1単位10円、特別地域として15%加算、初回訪問月は200単位を(初回には2ヶ月以上当事業所の利用が無い場合を含む)、介護職員等処遇改善加算 全体の18.2%を加算させていただきます。

【標準的なサービス:1時間程度】要介護度にかかわらず一律 1回 287円、最大月12回まで  
総合事業対象者 週1～2回、要支援1 週1～2回、要支援2 週1～3回

【短時間サービス:薬の確認や爪切りなど20分未満の身体介護】1回163円

※標準と短時間を合わせて最大3,272円までご利用できます。

- 通常の実施地域(新見市正田、石蟹、長屋、唐松、新見、金谷、高尾、西方、旧哲西町、旧哲多町)以外で訪問介護サービスを行う場合は、実施地域を越えた地点から片道1kmあたり30円を請求させていただきます。
- 当事業者は、あなたに対し、翌月15日までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。毎月の利用料は、農協または備北信用金庫による、翌月の自動引き落とし日の前日までに、ご指定口座へご入金をお願いします。
- 現金にてお支払いをご希望の方はスタッフにご相談ください。
- サービス利用に関する変更のご連絡は、必ず利用予定日前日の17時までをお願いします。

## 5. 証明書の交付

サービス提供証明書が必要な方は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

## 6. 個人情報の取り扱い

(個人情報の区分と内容)

- A, 基本情報(氏名・生年月日・性別・住所など)
- B, 心身の状態(身長・体重・筋力・既往歴・主病名・服用薬・アレルギーなど)
- C, 療養状況(入院・入所・在宅サービス利用中のリハビリ・看護・介護の内容, 日常生活動作能力等)
- D, ご家族の支援状況(家族構成・就業・連絡先・介護の役割分担など)
- E, 保険情報(要介護認定・認定有効期間・利用介護サービス・保険者・医療保険情報・障害者手帳など)

(個人情報の取り扱い)

お預かりしている個人情報を適切に管理し、ご利用者さまの訪問介護計画を作成すること以外の目的で使用致しません。また、情報のやりとりは必要最小限にとどめ、守秘義務の徹底は、退職後を通じて徹底致します。

(個人情報のやりとり)

～情報提供～

- ・保険者など公的機関から事業所の運営上必要な情報(A・E)の請求があった場合
- ・かかりつけ医から治療上必要な情報(A～E)の請求があった場合
- ・地域包括支援センター等の担当者からより良い総合事業居宅サービス計画作成に必要な情報(A～E)の請求があった場合
- ・(研修生を受け入れた場合)より良い研修を行うために必要な情報(A～E)の請求があった場合。但し、研修生に当該個人情報の管理や守秘義務の徹底を指導致します。

～情報請求～

当事業所は、より良い総合事業訪問介護サービスを提供するために必要な情報(A～E)を保険者・かかりつけ医・地域包括支援センター等の担当者に請求する場合があります。

## 7. その他

訪問介護職員は

- ・医療行為を行うことができません。
- ・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取扱うことはできません。
- ・介護保険では、利用者の自立支援のための家事・介護を行う事を目的としていますので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをすることはできません(ハウスキーパーではありません)。
- ・個人的に金品等を受け取ることはできません(事業所も同様です)